

特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	イ	名称	津風呂湖特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	660 ha
指定期間			令和2年11月1日 から 令和12年10月31日まで		
指定区域			<div data-bbox="651 272 860 330" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考図面</div>		
<p>吉野町内の主要地方道吉野室生寺針線と町道竜門一七号線との交点を起点とし、同所から同主要地方道を北東進し、町道竜門一七号線との交点に至り、同所から同町道を南東進し、町道竜門一三三号線との交点に至り、同所から町道竜門一三三号線を南東進し、町道竜門一三三号線との交点に至り、同所から南東進し、山口吊橋の手前五十メートルの地点に至り、同所から津風呂湖右岸から五十メートル離れた地点に沿って上流方向へ進み、柳川との交点に至り、同所から同川を北東進し、町道中竜門九七号線との交点に至り、同所から同町道を北東進し、町道中竜門一三三号線との交点に至り、同所から町道中竜門一三三号線を南東進し、東進し、国道三七〇号との交点に至り、同所から同国道を南進し、県道入野河原屋線との交点に至り、同所から同県道を南西進し、北西進し、町道竜門一九九号線との交点に至り、同所から同町道を北進し、平尾橋の手前百メートルの地点に至り、同所から津風呂湖右岸から五十メートル離れた地点に沿って上流方向へ進み、町道竜門一九九号線に至り、同所から同町道を北進し、町道竜門一七七号線との交点に至り、同所から町道竜門一七七号線を北進して起点に至る一円の区域</p>			<div data-bbox="669 360 2069 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div>		